

# 藍住町 議会だより

第7号

平成8年11月25日

発行 藍住町議会

編集 議会だより編集委員会

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

電話(0886)92-2311



勝瑞城跡公園の発掘現場

## 主な内容

9月定例会

- ・一般質問……………P 2～P 7
- ・議案の審議結果……………P 7～P 8
- ・本会議の質疑から……………P 8
- ・意見書……………P 9
- ・常任・特別委員会の報告……………P 10
- ・第3回臨時議会……………P 11
- ・議会のごき……………P 11
- ・町民の声・編集後記……………P 12



蓼藍



して、地下水の水位の問題や堤防の強度の心配等不安をもって、地元の声を反映してくれているのかどうか。わが町では親水公園の整備が進み憩いの場と

## 佐野慶一議員への答弁

建設以来十五年を経過しており、炉をはじめ他の部分においてかなりの修繕費がかさんでいる。

現在、ダイオキシンの調査は行っていないが、業者に申し付けて行いたい。

議会全員協議会の説明会で、一般的に改修をすると助役の方から説明をしたが、十分な意見交換ができてなく意志の疎通ができていなかったわけで、総合計画や特別委員会でも炉の改築をするというところで話し合いをしているので、今後もその点について協議をしていきたい。

炉はこの業者の機械でも現状の施設の中で発注ができると聞いているので、十分研究をしながらの状況に即した機種を選んでいきたい。また、施設については、コンクリートの家は四十五年の耐久力があるということなので、できればそれを使っ

なっているようだが、自然をできるだけ残し、未来のある子供たちに自然とのかかわり方を教える場所を残すことも大切なことと考えるがどうか。

て改築をしていきたい。改修の場合、一炉ずつ改修ということ

で時間延長等をしなければ二炉分の焼却ができないので、一炉ずつ改修をする予定である。その中でもし故障した場合は、業者やその対策については協議会の中で十分に討議をして改築にかかりたいと思っている。

第十堰の問題については、自然と人命とどちらが大切かということと念頭において、生命や財産を守ることは行政の長として当然のことなので、その方向で意見を申し上げていきたい。

審議委員会の中で、堰をして水が一・二km下流に溜まった場合、その圧力で地下水が上昇するのではないかと地下水対策について質問をしたが、十分調査はするが、考えていることは上流に矢板を打って余った水は横から導水路をつけて下の方

へ流すという説明で、今考えているところでは地下水の上昇はないという答弁であった。農地防災事業については、祖母ヶ島地区の実行組長さんにお寄りいただき説明会はしている。高速道路の側道が完成した



喜田 敏夫議員

### 第十堰改築問題について

長良川河口堰の失敗により、吉野川河口堰問題が全国的に注目されており、また、周辺の町議会が「推進決議」をする中で、わが藍住町議会は、町長、助役、建設課長等とともに、七月二十三日に建設省徳島工事事務所及び徳島県河川課の説明を受け、八月一日～二日には和歌山県の紀ノ川大堰、三重県の長良川河口堰の視察、さらに八月三十一日には四国地方建設局の模型実験の見学等を行ってきたところであります。

④徳島工事事務所の説明では、「治水、利水」「水質汚染」「地下水の変化による堤外の湿潤化の問題」等の質問に対し、当局の説明は残念ながら私たちの納得できない内容ではありませんでした。

以後に工事をするという高速道路建設時の約束もあり、側道を先に施工している。恐らく祖母ヶ島も通ると予想されるが、現在のところ予定の地域は決まっていない。

## 質問

長良川河口堰のことは「知らない、判らない。」で、吉野川に河口堰を建設しようとする建設省には、大いに疑問を感じました。

⑤長良川河口堰の視察においても、堰から流れる水は黄色い泡をたてており、魚道観察室から見た水も明らかに透明度はなく水質の悪化が確認されました。この



第十堰水理模型実験

水を上水道に使うとなると大量の薬品を必要とし、東京や大阪のように臭くて飲めないと思う。⑥吉野川の八十分の一の模型実験では、固定堰による堰上げで堤防が危険だとする実験でしたが、現堰の改修と堤防の補強で十分対応可能であると確信しました。今回の視察等で建設省の「一五〇年に一度の大洪水」が全く論理的根拠のないものであることが判りました。

### 吉野川下流域農地防災事業について

事業目的では、「産業の発展とともに地下水利用が増大し、これにより地盤沈下及び塩水化により、地下水から表流水への水源転換のため」とあるが、河口堰建設によって下流へは一滴の水も流れなくなり、下流は大切な汽水域もなくなり、塩水化も進行することになる。堰建設をしなければ防災事業も小規模でよいのではないか。

現在、国家財政赤字は二四一兆円になるといわれております。これは国民一人当たり二〇〇万円の借金をしていることになり、今後、超高齢化が進む中で、莫大な堰建設費や維持管理費を賄う能力が国にあるとは考えられない。これ以上、将来の子供たちに負の遺産を残してはならない。



以上の観点から審議委員会委員でもありますが町長に対し、堰建設の「根本的見直し」を求めるものであります。

## 喜田敏夫議員への答弁

昭和二十九年の洪水時に堤防いっぱい濁流がも

を、また十分な対策をとってほしいと思つてい

のすごい勢いで流れ、堤防も音をたてて動き、堤防の内側はボーリング現象で砂を吹き上げて大きな穴が何箇所も起こっており、今にも堤防が切れそうな状態になったことがある。堤防が切れたら付近一体はどうなるかと考えると非常に恐ろしい光景であつたのを思い出す。そういう状態を想像する時、堰の改築はぜひ必要だと感じたので、できるだけ早い機会に堰の改築

また、審議委員会では、私自身の意見としては自治体の長はその危険性から守るためにその事業については遂行をしていただきたいという考えでいるので、委員会の中で止めるように言うつもりはない。

藍住町より下流においては、工場群等がたくさんあり、地下水の汲み上げが非常に大きく、地下水の塩水化や地盤の沈下が進んでいるために農地防災事業を行うということ

で、第十堰と柿原堰から通水をし、塩水化している水田に真水を入れて塩水化を防ぎ農作物を作ろうという計画である。農地防災事業が完成すると、地下水の汲み上げもなくなり塩水の上昇もしてこないのではないかと農林水産省も考えている。また、第十堰を造つたから地下水が塩水化するということはないと思

設省は断言している。

に



後藤 敬夫議員

## 質 問

〇157 食中毒予防対策

徳島市も小池市長が、「子供

最善の努力をなされていることと思つていますが、念には念をと

を健やかに育てられる環境づく

慣習的に予防意識を常に持続するため、通産省が奨励しているエチルアルコールの使用を提言

少子、高齢化社会への対応策の一つとして、三才未満児の無料

容器包装リサイクル法の

家庭内漏水について

法施行による分別収集計画を

量水器より内は各家庭の問題

医療費三才児未満を無料

るいろと言いつ返ってくるだ



空缶の分別作業

けで、なかなか来てくれない。水道料金は普段の三倍から三倍半にも増加。このような阿呆な話に泣き寝入りする住民は、泣き面に蜂では。行政は信用も信頼もされない。強く業者の指導を徹底してもらいたい。

住民投票をどのように捉え

住民投票を地方が国策を拒否する手法だとみるのは、まったく矮小化した議論です。官僚主導の政策に行き詰まりが出てい



接住民に問えばいい。忘れてはならないのは、住民投票は政治にボールを投げ返しているのだということ。巻町の投票結果や沖繩の県民投票結果を政府

がどう受け止めるか、住民が突きつけている国の政治責任ともいわれていますが。

## 後藤敬夫議員への答弁

一 容器包装リサイクル法では、容器廃棄物については消費者、市町村、事業者がそれぞれの責任を分担するシステム

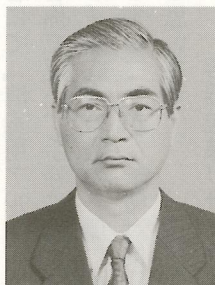
一を町が負担している。県下では出生数の多い本町で乳児医療費にかかる助成も増加しつつある状況にある。現在の少子化の問題に対応するためにも、年齢引き上げは当然必要なことと認識はしているが、町単独事業では多くの財源措置が必要であり、今すぐの実施は困難であると考えている。県において引き上げが決定した場合には、本町も直ちに実施をしたい。

二 現在の本町の対象は一才未満児となっている。年間の乳児医療費は約一、二七五万円となっており、その二分の一

三 量水器より各家庭内の漏水については、各家庭の費用で修理をしていただくことになっている。修理費用は漏水の原因及び漏水箇所を発見するための日数等により、修理費用に違いがでてくる。修理依頼についても、各家庭から水道業者に依頼していただくことになっているが、水道課からも町指定水道工事店に対して、各家庭から漏水修理の依頼があった場合、早急に修理をしていただくようお願いをしたい。

四 わが国には世界に誇る平和と民主主義を理念とした憲法があり、主権在民が明確にされている一方で議会制民主主義の精神が貫かれている。何が何でも住民投票をするとなると、議会軽視のそしりを受けるばかりでなく、議会制民主主義の崩壊にもなりかねないと危惧

するものである。私は町長就任以来、町政の重大事項や重要施策については、常に町民の代表である町議会に對しまつ先に報告をしたり相談をしてきたが、それが私の政治信念であり、今後もその姿勢を貫いていきたいと考えている。



森 たくし議員

## 質 問

一 町民へ負担強い消費税率増税に反対せよ

政府は閣議で、来年四月から消費税率を5%に引き上げることを決定しました。消費税率の5%引き上げは国民や町民へ大きな負担増加であり、特に低所得者に重い最悪課税である。国民・町民の八割以上の大多数が反対する弱い者いじめの消費税率増税に反対すべきである。

二 国民健康保険法と老人保健法の改悪が行なわれ、それにもない六月議会で国保税の町民負担強化の改悪が行われました。町提出資料でも総所得八〇万円

の三人家族のBさんは、国保税八万四、二〇〇円で六、三〇〇円の増税であり、総所得三五〇万円のCさんは約五万円の増税であります。これでは町民の国保税が高すぎ、払いたくても払えないと言った声は切実であります。私のところへ年金生活者から電話があり、年金のアップより国保税の値上げが大きいのはなぜかという訴えでありました。このたびの改定は年金生活者の生活をも脅かしているのです。地方自治の精神や国保法の趣旨からも生存権さえ侵害しようとしている、高すぎる国保税を払える額へ引き下げるべきである。

三 生活保護世帯が安心して医療を受けられる医療証の実施を生活保護世帯は病気で治療を受けるには、役場で医療券をもらわなければ医者にかかること

四 学校給食が原因と見られる〇157の食中毒の患者は八、〇〇〇人を越え、その多くがセンター方式や統一献立・一括購入方式のところで発生しています。今、民間委託化・給食職員のパート化が問題となつていますが、今年名古屋市の中学校では民間委託による「スクールランチ」方式を導入した二つの学校で集団食中毒が発生しています。藍住町は自校方式で関係者の努力により今回食中毒の発生はありませんが、今後絶対に食中毒を出さないよう万全の対策をしていただきたい。

五 正法寺川公園計画の見直しを

藍住町の平成八年度の起債は一八億五、二〇〇万円歳入の一



八%、歳出の借金返済の公債費は八億二、五六七万円にのほり平成八年度現在高見込みは八七億円となっております。さらに、今後の計画はゴミ焼却場へ数十億円・下水道整備に三六〇億円第三次藍住町総合計画は全体で二〇〇億円を越える起債の予定であります。正法寺川公園計画は十年間に一〇〇億円、その内六七億円を借金で計画をしています。これだけ莫大な町税を投入の計画は町民は望んでいません。ぜひ抜本的に見直しをすべきであります。

## 森たけし議員への答弁

**一** 国策として国の財政的視野にたつたなかの税なので、国から交付税、補助金等をいただいている地方自治体にとっては、この政策に従々していく必要がある。いろいろな行政を執行していく上での財源の補填であり、できるだけ賛成をして、いただくというように考えている。

**二** 国民健康保険税については、その年に予想される医療費から国の補助金と一部負担金を差し引いたものが保険税として、加入している被保険者に負担していただく分である。厚生省の方から応能割合、応益割合を五〇対五〇にすることに より、全国においての保険料、保険税等の平準化を打ちたてたが、医療費が高くなると当然税の方も高くなってくる。そのため、軽減の対象となる応益割合について軽減世帯の拡充をしたわ

けで、応能割合を高くしなければ一世帯あるいはその加入者からいただく保険税が、予算に必要な額を充足しないというかたちになるのでご理解を得られたい。

**三** 生活保護のうち医療扶助については、保護対象者が医療機関にかかる場合、窓口において医療券を発行してもらい、それを医療機関に提出し、診察を受けることになっている。この方針について実質的な業務を行って居る県は、現在この方式で不自由はかけていないというところであるが、生活保護世帯にとつては、診察に行きにくいというところについては、今後十分検討相談する中で、対応を考えていきたいと思つている。

**四** 学校給食全体において、教育委員会では発生の六月から現在までの間に、調理員、栄養職員並びに関係の職員全て

に衛生面に関して、特に〇157についての共通理解を十分に図つたうえで現在学校給食を行っている。従来からある恐ろしい食中毒が他にもたくさんあり、それからのもの全てに関して現在、毎日点検表を出させ、管理者である学校長が検印していくというかたちをとつている。

**五** 正法寺川公園の計画は、一〇〇億円必要であるとい

つては、現在のところ非常に厳しい予算であり、財政担当課からも現状では縮小しながら継続していった方がよいのではないかと注文もついており、今後の工事計画の中で十分練り直して計画的に自然を生かした公園として、また住民の皆様方に喜んでいただける憩いの場所として充実をさせていきたいと思う。



学校給食調理場

## 9月定例会ではこのような議案を審議しました

### 町長提出

	議案番号	付 議 事 件	審議結果
議 案	第 46 号	平成 7 年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について	原案可決
	第 47 号	平成 7 年度藍住町特別会計(老人保健事業)歳入歳出決算の認定について	原案可決
	第 48 号	平成 7 年度藍住町特別会計(住宅新築資金等貸付事業)歳入歳出決算の認定について	原案可決
	第 49 号	平成 7 年度藍住町特別会計(水道事業)歳入歳出決算の認定について	原案可決
	第 50 号	平成 8 年度藍住町一般会計補正予算について	原案可決
	第 51 号	平成 8 年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について	原案可決
	第 52 号	藍住町電子計算組織の運営に関する条例の一部改正について	原案可決
	第 53 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
	第 54 号	藍住町老人等ホームヘルプサービス手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
	第 55 号	藍住町営住宅管理に関する条例の一部改正について	原案可決
	第 56 号	藍住町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	原案可決
	第 57 号	教育委員会委員の任命について	原案可決
	第 58 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案可決



報 告	報告第4号	財団法人藍住町教育施設整備公社の経営状況を説明する書類の提出について
	報告第5号	藍住町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
	報告第6号	平成7年度徳島県開発事業団一般会計及び特定事業会計決算報告について

■議員提出

	議案番号	付 議 事 件	審議結果
議 案	第 59 号	道路予算の拡大に関する意見書について	原案可決
	第 60 号	病原性大腸菌O-157による食中毒対策に関する意見書について	原案可決
請 願	請願第5号	「最低保障年金制度」の創設を求める請願書	不採決
	請願第6号	敬老自治体宣言に関する請願書	不採決
	請願第7号	公的介護保障制度の確立を求める請願書	不採決
	請願第8号	国民健康保険料の引き下げなど改善を求める請願書	不採決
	請願第9号	乳幼児医療費助成制度の拡充を求める請願書	不採決
	請願第10号	同和特別対策の法期限内での終結と一般対策の充実を求める請願	不採決
	請願第11号	消費税5%引き上げに反対する意見書の提出を求める請願書	不採決

# 本会議の質疑から

定例会最終日、開会日に上程された全議案に対する総体質問が行われました。主なものとしては次のとおりです。

▼平成七年度の特別会計歳入歳出決算の認定について

**Q** 水道会計の決算で、純損失が一億三、九三二万円になっている理由は。

**A** 平成七年度の工事として、例年にかわり庁舎建設に伴う配水管、導水管の布設工事、並びに井戸の設置工事、工事としては浄水場電気設備改良工事が未払金であるが、一億七、六〇〇万円余りあがっている。それに伴う設計委託料等で約一億円の純損失となつている。そのほか上水道台帳の作成業務もコンピュータ化をめざしており、この分が約一、五〇〇万円余り、工事費用が若干重んでいるので、その分と考えている。

▼藍住町電子計算組織の運営に関する条例の一部改正について

**Q** 藍住町電子計算組織の運営に関する条例の第八条の利用状況の公開の削除、秘密の保持の規定について

**A** 電子計算機導入当初は、どれだけの情報処理ができるか未知数であり、情報について広報あるいは公開が必要であった。現在では非常に電算化も進んでおり、情報量も非常に多くなつてきている。町の行政に必要な個人の情報はほとんど整備されており、そういった意味でその必要性がなくなったものと思われるので第八条の削除をお願いした。また、地方公務員法第三十四

条の中で秘密を守る義務を当然公務員には課せられており、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと規定はされているが、個人情報や秘密の重要性に鑑み、プライバシーの保護とか秘密の保護のために、この町条例の中で規定してもよいということでは八割以上の自治体で電算と条例の中で規定をしておりますのでお願いした。

▼平成八年度の一般会計の補正予算について

**Q** 本年度の地方交付税の大幅減額の理由は。

**A** 主な理由として、税収の延びと地域総合整備事業債、この起債の内の一五%分が当該年度の交付税として入ってきたものが、起債に振り変わり、前年度より一億七、二〇〇万円総額で減額となっている。

**Q** 町税の延びの予測は。

**A** 将来的な税収の見通しは、今までの平均からして町民税は五、〇〇〇万円ずつ、固定資産税も五、〇〇〇万円くらいという推計数値がでている。

**Q** 合併浄化槽の設置補助金と利用状況は。

**A** 合併浄化槽の補助金は、国三分の一、県三分の一、残り町費という事業費になつており、町単独で国、県の補助なしに補助を行うという考え方は基本的には持っていない。本年度については、設置予定について県を通じて国の補助状況を確認した上で、その補助の枠内で執行予定額を算定している。予算の状況により当該年度の予算が対応できない場合、設置時期をずらしていただき次年度の予算で対応するよう調整している。



## 9 月定例会で議決された意見書

### 道路予算の拡大に関する意見書

公共交通機関の整備が遅れている藍住町においては、道路は生活関連施設として、通勤・通学・医療・買物・文化活動等の日常生活、更には産業・経済活動にとって最も基本的な社会資本である。

しかしながら本町の道路整備の状況は、全国平均から大きく立ち遅れており、日常生活の不便はもとより、交通安全上からも問題のある箇所が少なくない道路があるのが現状である。また、本州四国三架橋、四国縦貫、横断自動車道の高速道路建設などにより、ますます交流の拡大が図られていくが、これらの効果が隅々まで波及されるためにも県道等地方の道路整備は、まだまだ必要である。

このため、道路予算の確保は本町にとって正に死活問題であり、極めて重要な事案である。

ところで道路整備に係る財源については、ガソリン税・軽油引取税等道路特定財源諸税が大半を占めている。しかるに、経済界の一部においては、来年 4 月に予定される消費税の引き上げに際してガソリン税等道路特定財源諸税の軽減により調整すべきという要請が強くある。

しかし、ガソリン税・軽油引取税等は、道路財源に充てるため、受益者負担の考え方に基づき課されている税であり、広く一般に課される消費税とは異にしており、道路特定財源により調整すべき理由はない。

政府においては、平成 9 年度予算編成において、地方における道路整備の重要性を十分に理解され、道路特定財源諸税の現行税率を絶対に堅持し、一般財源を大幅に投入する等の施策により道路予算を大幅に拡大するとともに、藍住町への道路予算の重点配分を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

平成 8 年 9 月 20 日

徳島県板野郡藍住町議会

### 病原性大腸菌 O-157 による食中毒対策に関する意見書

本年 5 月、岡山県邑久町で最初の発生を見た病原性大腸菌 O-157 による食中毒は、その後、大阪府堺市での大量発生を筆頭に殆どの都道府県において発生を見、死者 11 人、患者数 9,509 人（8 月 26 日現在、厚生省調べ）を数えるという極めて深刻な事態となった。

O-157 による食中毒は、我が国において 1990 年に埼玉県浦和市の幼稚園で発生（268 人発症、2 人死亡）を見、以後、昨年までに 10 件の発生を見てきたにもかかわらず、今回の発生においては、その教訓が活かされず予防対策や治療指針さえ不徹底かつ未確立であったことは極めて遺憾である。そして感染源及びそのルートの解明が未だになされない上に、究明過程の不用意な発言が大きな混乱を招くなど、種々反省すべき点が多い。

政府においては、O-157 を指定伝染病に指定し、各種の緊急対策を発表しているが、それらの諸対策が現場において迅速かつ適正に実施されるよう、下記の項目を含む諸対策について特別の措置を講じるよう、強く要請するものである。

#### 記

1. 未だ特定されていない O-157 の感染源及び感染ルートの早期解明を図ること。
2. 今回、過半の食中毒が発生した学校給食について、安全対策の抜本的な見直しを図ること。
3. 患者に対する治療指針や予防方法等を早期に確立するとともに、二次・三次感染対策に万全を期すこと。
4. 今後、食堂等の施設及び食肉、野菜及び加工食品等に対して課される各種の衛生基準の強化に対して、国は特別の措置を講じるとともに、今回、影響を受けた生産業者等に対しても、低利融資等の支援措置を図ること。
5. O-157 を含む新しい感染症に対する基礎研究を推進し、予防及び治療対策等の危機管理対策を早急に確立すること。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

平成 8 年 9 月 20 日

徳島県板野郡藍住町議会



# 現場視察報告

常任委員会  
特別委員会

## 文教 常任委員会

学校施設及びその他施設の現場を視察するため、九月十二日・十三日に委員会を開いた。給食施設については、特に0157への対策等を視察した。給食当番や給食配送車、調理員の手洗いにはアルコールスプレーの消毒液を使用していた。また、調理の下処理では服装を区別して行うなど、細かい点にまで配慮がされていた。調理室の手洗い設備については、衛生面に配慮し、自動洗浄及び自動乾燥の設備も必要でないかとの意見があった。

このたびの現場視察の状況を踏まえ、学校等より要望のある事項については、可能な限り配慮をさせていただくよう要望して散会した。

## 役場庁舎建設 特別委員会

七月十一日、七月二十九日、及び八月三十日の三回にわたって開催した。

七月十一日は地下部分の工事全般の視察、七月二十九日は地下部分のコンクリート打設前の状況の視察、八月三十日には建方の方の終了している北側の鉄骨の溶接や骨組の視察を行い、各視察後、協議を行った。

まず、地下部分の工事については、型枠の解体時期及び埋め戻し作業の際の締め固めの方法、鉄筋の被り厚の検査等について質疑があり、テストピースによる強度試験の結果により型枠の解体を行い、地下埋め戻しの際の締め固めは、水締めを行う、地中部分の被り厚は4cm以

上の確保となっているので、コンクリート打設前の最終の配筋検査により確認をしているとの説明があった。

次に、コンクリート打設前の委員会では、翌三十日に一五〇㎡のコンクリートが打設されるといことから、各フロアーのコンクリートの打設方法について質問があり、一日のコンクリートの打設量等の関係を考えて、最高でも二回に分けて打設をしていきたいとの説明であった。

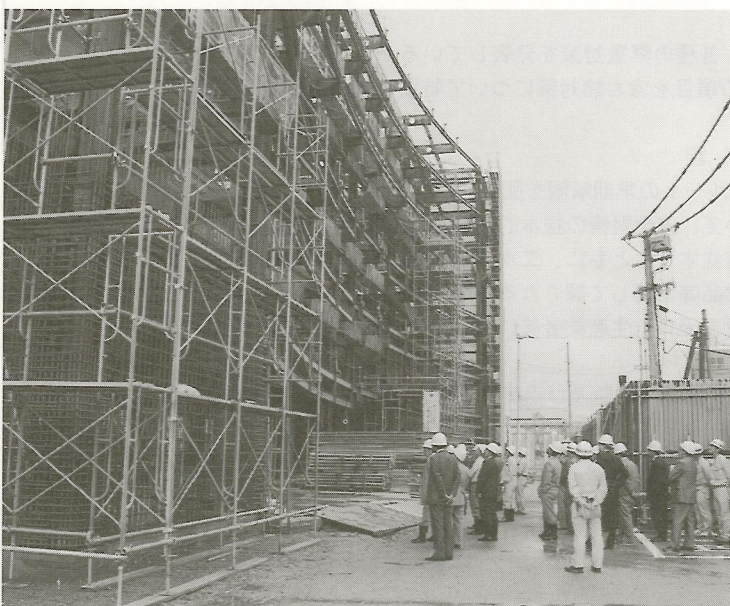
八月三十日の委員会では、鉄骨の溶接箇所や要所要所の検査

また、鉄骨の強度について質問があり、鉄骨コンクリート構造であり、鉄筋及びコンクリートで補強をしている。鉄骨の検査については、第三者の検査機関により超音波探傷試験を実施しているとの説明があ

った。

また、県の「人にやさしいまちづくり条例」及び施行規則と庁舎建設の整合性について質疑があり、来年四月一日にはこの条例の適合証の交付が得られるよう、町の監督員も含め、適格な事前協議を行うよう要望があった。

工期については、八月三十日の委員会の時点では、鉄骨の建て方については若干遅れているようであったが、残り三分の二の工期で調整をし、平成九年三月末竣工を厳守するとの確認をいただき散会した。





平成8年

# 第3回臨時会

十月七日に臨時会が開かれ、次の二議案が原案どおり可決されました。

○平成八年度藍住町一般会計補正予算について

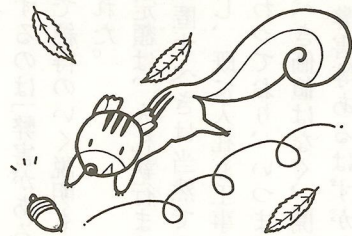
衆議院議員総選挙に要する経費  
八四九万一、〇〇〇円を増額、  
補正後の予算総額  
一〇三億、六九万九、〇〇〇円

○藍住町防災無線設備設置工事請負契約の締結について

契約の相手方  
日本無線株式会社四国支店  
契約の金額  
一億、四三三万円

## 各種功労者表彰

十一月三日、藍住町各種功労者表彰式が行われ、町議会議員として通算して十二年に達した者として、乾光義氏と後藤敬夫氏の両議員に町長より表彰状が贈られました。



## 議会のハイライト

### 7月

7日 第17回板野郡消防操法大会

9日 農業共済組合臨時議会

11日 役場庁舎建設特別委員会

16日 町議会議長会理事会

23日 議会全員協議会

27日 町道江ノ口新居須線開通式

29日 役場庁舎建設特別委員会

### 8月

1～2日 紀ノ川大堰・長良川河口堰視察

2日 板野警察署管内暴力排除住民大会

6日 徳島環状道路建設促進期成同盟会総会

8日 第9回県町村議会議員研修会

第十堰建設促進期成同盟会総会

13日 議会だより編集委員会

21日 板野郡議長会定例会

22日 矢三心神橋建設促進期成同盟会総会

東四国横断自動車道建設促進期成同盟会総会

### 9月

25日～29日 議会議員研修

26日～28日 議会議員研修

30日 役場庁舎建設特別委員会

31日 第十堰の公開水理模型実験見学

3日 議会運営委員会

11日 9月議会開会

12日～13日 文教民生常任委員会

17日 9月議会一般質問

20日 9月議会閉会

25日 板野郡町議会議員親睦ソフボール大会

30日 板野西部青少年補導センター組合議会

### ご連絡

次の定例会は12月です。  
次号は2月に発行します。  
○お問い合わせ  
議事事務局  
☎92-2311  
(内線18)



# 町民の

# 声

## 議会の議員のあり方

春日 平野 誠 一

議会の議員の定数は、法で定められています。しかし、この定数の定め方には一定の幅があります。今日地方財政危機の下で、議員定数削減を求める住民の運動などが生まれています。議会議員の任期は四年で、衆参



藍翠苑のバラ園

両院議員や地方公共団体の常勤職員との間の兼職を禁止されているほか、その地方公共団体に対して主として請負をするような事業団体の役員になることはできません。議会の議員が、地域住民の福祉のために、自分の職責を真剣に遂行すること、政界の圧力や特定の事業団体の利益のみを優先する立場で行動することを防ぐための制度であるということができそうです。

今日議会の議員の中から、地方自治の専門家が育つことが望まれています。

議員は、議員の仕事のあり方に対する住民の厳しい批判にこたえねばなりません。十分な政策立案能力をもって、議会で住民の福祉を実現していくための政策論議が、もっと真剣にたたかわされるようになることが望まれています。

議員自身が自分の行動や活動

のあり方について、これを批判する住民の監視の眼のあることを十分に考えて、その職責を全

## 積極的な町行政の情報公開を

乙瀬 井上 常 男

町発注の公共土木工事等の入札で、発注予定額の一〇〇%近い額で入札されている等、談合

内部情報漏れ疑惑等、不透明入札が町議会で何名かの議員から再三問題化されながら、うやむやにされている。

血税の工事を不透明のまま看過すべきでないとの町民の声は高い。

先般、町当局に、前年度工事の入札状況、特に発注予定額等の開示を求めたところ、予定額を開示するのは「弊害がある」との理由で納得のいく説明もなく拒否された。

発注予定額は、入札執行までは厳重秘匿すべきは当然である。しかし、既に入札も工事も前年に終わっており、いつまでも秘匿すべき価値はなく、開示によって弊害等あるはずがない。秘匿の実益はなく、その必要もないのに秘匿するのは、開示によって発注予定額と落札額がほとんど変わらない事実が明らかになり、町民の不透明疑惑

うすることが求められていると思います。

を一層深めることになるのを恐れているの疑惑隠しとしか思えない。

住専処理や薬害エイズ問題等が密室行政で、情報が全く開示されなかったために生じたとして、政府は情報公開法案の検討を急いでいる。

当町議会でも、国民の知る権利として、情報公開法の早期制定を求める議決をしているのである。町行政の恣意的な理由によって情報の開示拒否は、時代の流れに逆行するものである。町行政の情報公開に積極的な検討を望む。

編集委員会では、町民の声の投稿を募集しています。

議会や町政に関するご意見をお寄せ下さい。

### 投稿規定

- 一、住所・氏名・電話番号を明記
- 二、掲載時に匿名を希望する方は申し出て下さい。
- 三、字数は五〇〇字以内

### 編集後記

「行革・行革」と嵐のような選挙も終わつてみれば「大山鳴動鼠一匹」の感がつよい。選挙前と変わらない人が多数派工作や合従連衡をくり返し、リクルートやゼネコン疑惑に汚染された元職が復活するなど投票率の悪さも加え、私たち選ぶ側の責任も大きいのではないのでしょうか？自民党が議席を増やして、来年四月には消費税5%引き上げが確実となった。低所得者や年金生活者への打撃は大変なものと思われる。そして懸案の行政改革であるが、「累増する国債発行残高は二四〇兆円と気の遠くなるような規模になる。一日当たり三二〇億円もの利息を払っている計算になる」だが、私たち国民にはピンとこない。借金を重ねても国が破産することはなく、「後世にツケを回せばすむ話」という安易な政治家もいると聞く。しかし、今度こそ本気で改革をしないと、日本丸は確実に沈没してしまふ。

### 議会だより編集委員会

- 委員長 後藤 敬 夫
- 副委員長 山田 民 恵
- 委員 喜田 敏 夫
- 委員 森 たくし
- 委員 乾 光 義